

奈良北ラグビークラブBlueWinds規約

(目的)

第1条 ラグビーフットボールを通じて、奈良県北部地域（近郊を含む）の**小学生**、中学生**ならびに**高校生の精神及び身体の健全な育成に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条 前条の目的のためラグビーフットボールの実技、練習、試合及びこれらに関連した活動を行う。（親睦活動を含む）

(組織)

第3条 奈良北ラグビークラブBlueWinds(以下、本会という)は、**小学生**、中学生**ならびに**高校生の女子を対象としたラグビーフットボールチームである。本会は「奈良北ジュニアラグビークラブ」「奈良北ラグビークラブを応援する会」「奈良北ラグビークラブOBOG会」の統括組織である「奈良北ラグビークラブ」(以下、クラブという)に所属する。

(会員および運営委員、指導員)

第4条 本会会員は**小学5年生と6年生**、中学生**ならびに**高校生の女子で構成する。クラブは、本会会員**ならびに**その保護者に加え、運営委員、指導員で構成する。

- 2 クラブの運営委員として監督、コーチ、運営委員長の他、第8条で定める各委員会委員長を置く。運営委員の任期は原則2年とする。ただし、運営委員会による推薦及び本人の継続意思確認がなされた場合は、再任を妨げるものではない。
- 3 指導員は、本会活動に賛同し協力する意思を有する者で、運営委員会において加入を認めた者とする。

(活動期間)

第5条 活動期間は、毎年4月1日から3月31日までを1年とする。会計年度も同様とする。

(保護者総会)

第6条 保護者総会を毎年4月に開催し、1年間の活動方針説明を実施する。運営委員会で決議された場合は、臨時に保護者総会を召集することができる。

(執行機関)

第7条 本会の執行機関として運営委員会を置く。
運営委員会は毎月第3土曜日に開催されるものとし、第4条2で定める運営委員およびその代理人で運営されクラブ全体の運営を審議する。

- 2 運営委員会は、第5条に定める事項を除き、重要と考えられる事項につき決議する。
- 3 各委員会から運営委員会への複数名参加は妨げないが、議決権は監督、コーチ、運営委員長、各委員会に各1を与え、議決権を持つ出席者の過半数をもって決定する。

(委員会)

第8条 クラブ運営の実務を遂行するため、コーチ、レフりー、学年スタッフ、会計、医療、栄養サポートの各委員会を設置する。各委員長は適宜委員を招集し与えられた任務を遂行する。

- 2 委員は、運営委員会において適当と認める者を必要な期間指名する。
- 3 各委員会の設置については本会の活動内容に応じて定める。

(コーチ及び指導員)

第9条 コーチ及び指導員は、本会活動において、実技指導や練習及び試合進行上の指示を行う。

- 2 本会活動中、会員及び保護者はコーチ及び指導員の指示に従って行動するものとする。

(活動における注意)

第10条 会員の保護者は本会活動に積極的に参加し、可能な範囲で協力するよう努める。

- 2 会員の保護者は会員の安全を確保するため、会員の健康状態、服装、その他必要な注意をする。

(安全確保と活動中の事故及びウイルス感染)

第11条 本会活動は、会員の安全**ならびに**健康を最優先に進めなければならない。

- 2 活動上の事故に際しては、選手を対象として加入するスポーツ安全保険の範囲においてこれを補償し、この保険料は会費をもって充てるものとする。
- 3 運営委員及び指導員は、本会活動中の会員**ならびに**保護者及びその所有物に発生する事故について、スポーツ保険で補償される以外には責任を負わない。
- 4 本会活動においてウイルス感染が疑われる場合においても、本会は一切の責任を負わない。

(入会)

第12条 本会入会に際し、保護者は、別紙様式の入会届及び誓約書をクラブ監督宛てに提出するものとする。

(複数チーム登録)

第13条 会員が複数チームの登録を希望する場合は、本会を主チーム登録することとする。但し、**小学5年生と6年生で他のラグビースクール等に所属する選手は、本会を副チームとして登録することを認める。**

- 2 複数チームへ登録する会員及び選抜チーム（奈良県スクール選抜等）に参加する会員は、本会の活動を優先することとする。但し、コーチが認めた場合はこの限りではない。

(会費)

第14条 本会の会費は、会員一人につき年会費8,000円、**中学生**ならびに**高校生は**備品購入費及びグラウンド利用料等として、月3,000円を納めるものとする。期中入会**および小学5年生と6年生で副チーム登録選手の会費は**別に定める。また会費は、3月と9月に半期分納めるものとし、**新会員は4月と9月に半期分納めるものとする。**

- 2 本会会員が、選抜チームに選出され活動に参加する場合、選抜チームへの参加費は発生しない。ただし、選抜チームの活動において、スポーツ保険料や遠征費等の費用が発生する場合は個人負担とする。
- 3 会員が途中退会する場合も、会費等の返金は実施しない。ただし、特別な事情がある場合は、運営委員会の判断により対応を検討する。
- 4 **兄弟姉妹が同時に在籍する場合、2人目以降の会費と備品購入費及びグラウンド利用料等は半額とする。**

(集合時の注意事項)

第15条 本会活動への参集は、保護者がその責任のもと行うこととする。ただし会場の都合等により自家用車での利

用を制限する場合、又は乗り合わせによる配車を行う場合は、運営委員会の指示に従うものとする。

- 2 夏合宿もしくは遠方他府県への遠征の際は、主催団体側の駐車場確保への協力の観点から、クラブでバス利用する場合がある。但しバス代金は原則、個人負担分を別途徴収するものとする。

(チーム活動費用による費用負担)

第16条 本会活動費用に伴いコーチ、スタッフ、レフリーに発生した費用は、本条で定める事項に限り本会がその費用を負担する。

- 2 コーチ資格、レフリー資格、セーフティーアシスタント資格取得費用(交通費等を除く)を負担する。
- 3 コーチ、スタッフ、レフリーの本会活動参加に伴う交通費(実費)を負担する。車を利用する場合、2kmあたり20円を負担する。
- 4 レフリーの派遣を依頼した場合、C級レフリー(公認審判員)以上の資格を保有するレフリー(チームレフリーを含む)が、レフリーを行う場合は、交通費として1日あたり奈良県内定額2,000円、奈良県外定額5,000円負担する。
- 5 対外試合等における荷物搬入に伴う駐車場料金(実費)を負担する。
- 6 選抜活動に参加する本会のコーチ、スタッフ、レフリーの交通費(実費)を負担する。

第16条第2号 本会活動費用に伴い保護者に発生した費用は、本条本号で定める事項に限り本会がその費用を負担する。

- 2 本会単独での活動であること。
- 3 本会会費とは別に、各選手から参加費用を徴収する遠征・合宿活動であること。
- 4 本会のコーチ・スタッフの車両だけでは選手全員の移動が困難であること。
- 5 チームが選手移動の為に配車を依頼した上で、その依頼を承諾した保護者に限ること。
- 6 チームが指定する保険に加入している保護者に限ること。
- 7 原則として、徴収した参加費用内で精算可能であること。
- 8 チームが負担する費用は、交通費、駐車場費、及び、宿泊費とする。但し、コーチ・スタッフも費用負担する遠征・合宿活動である場合には、配車担当保護者にも同等額を負担頂くものとする。

(休会)

第17条 会員が休会を希望する場合、別紙様式の休会届をクラブ監督宛てに提出するものとする。

- 2 会員が復帰する場合、事前にコーチへ連絡し、会員が活動に参加した時点で休会を解除する。
- 3 会員が休会を希望する場合も、会費等の返金は実施しない。ただし、特別な事情がある場合は、運営委員会の判断により対応を検討する。